

○施設の利用案内

いちうら

●井内浦農村公園

所在地 三重県熊野市磯崎町1686番地

使用料 ステージ施設利用 日額3,240円

※ 夜10時から翌朝8時までの間は、音響機器等の使用は禁止です。

違反した場合は、使用許可を取り消すと共に、罰金の対象となることがあります。

水道水は飲料用ではありません。ご注意ください。

許可が必要な事項

- (1) 物品の販売その他の営業を行うこと。
- (2) 不特定多数の者から寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (3) ロケーションを行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- (5) キャンプを行うこと。

※状況により、ご利用いただけない場合がありますので、事前にお問い合わせください

お問い合わせ・許可申請は 熊野市役所 農業振興課

TEL：0597-89-4111 内線480

FAX：0597-89-3440

禁止事項(行った場合1万円以下の罰金)

- (1) 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 広告物その他これに類するものを掲示し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れること。
- (6) 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 指定された場所以外の場所で火気を取り扱うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農村公園を構成する物を損傷し、又は汚損すること。

*その他注意事項に違反した場合、罰金の対象となることがあります。



※許可申請書は次頁のとおりです。

＜お問い合わせ・許可申請＞

熊野市役所 農業振興課

TEL：0597-89-4111 内線 480

FAX：0597-89-3440



様式第1号(第2条関係)

熊野市農村公園内行為(変更)許可申請書

平成 年 月 日

熊野市長 河上 敢二 様

郵便番号
住 所
氏名又は団体名
代 表 者
電話番号

熊野市農村公園条例第3条第1項(第3条第2項)の規定により、許可を受けたいので次のとおり申請します。

農村公園の名称	
行為の目的及び内容	
参加人員	人
行為の期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
行為を行う場所	
行為の責任者氏名 (申請者と同じ場合は記入不要)	
変更の理由	

(注)変更の理由欄は、変更の許可申請の場合に記入すること。

熊野市農村公園内行為(変更)許可書

上記の申請について、熊野市農村公園条例第3条第1項(第3条第2項)の規定により、下記の条件を付けて許可します。

平成 年 月 日

熊野市長 河上 敢二 印

(条件)

- 1 熊野市農村公園条例の規定を遵守すること。
- 2 行為の期間中、万一事故等が発生した場合、申請者において解決すること。
- 3 管理者の責によらない事故等で使用できない場合は、損害賠償を負うことができない。
- 4 使用後は清掃、ゴミの処分をすること。
- 5 芝生の上での火気の使用、雨天時の車両の乗り入れを禁止する。
- 6 行為期間中は、許可書を携帯すること。